



消費者 トラブル SOS!



くもくじ

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 1. マルチ商法ってアヤシイ? …………… 1 | 6. アダルトサイトの
不当請求には応じない! …………… 11 |
| 2. 訪問販売の勧誘を受けたらどうする? …… 3 | クーリング・オフ制度 …………… 13 |
| 3. インターネットショッピング、
楽しいけど注意しよう! …………… 5 | 2022年4月から
成年年齢が引き下げになります! …… 14 |
| 4. 賃貸借契約について学ぼう! …………… 7 | 群馬県内の消費生活センター …………… 15 |
| 5. 中古車トラブルに注意しよう! …… 9 | |

1. マルチ商法ってアヤシイ？

事例

大学の友人に「簡単に稼げるアルバイトがある」という勧誘を受けた。いい話だと思い、説明を聞きに会社の事務所に向かった。事務所では友人と社員から「会社の商品を購入して、それを友人に紹介してその友人が購入するとマージン(手数料)が入る」との説明を受けた。商品が高額だから買えないと断ったが、「誰にでもできる仕事だし、簡単に稼げる。月に30万円稼ぐ人もいる。お金を借りてもすぐに返せる」といわれ、「それならやってみようかな」と思い、消費者金融でお金を借りて購入代金を支払った。その後、友人を誘ったが全て断られ、全く収入が得られなかった。結局、友人を失い、借金だけが残ってしまった。



こんなとき、どうする？



- マルチ商法は特定商取引法の「連鎖販売取引」に該当し、契約書面を受け取った日を含めて20日以内であれば、クーリング・オフができます。
- クーリング・オフ期間を過ぎても、商品を受け取ってから90日未満かつ未使用で、会員になってから1年未満の場合は、商品を返品して返金（一般的には購入価格の90%程度）してもらうことができます。
- クーリング・オフ期間に関係なく、事業者から嘘を言われたり、都合の悪いことを隠されたまま契約した場合は、消費者契約法により契約を取り消すことができる場合がありますので、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



トラブルにあわないために



- マルチ商法は、ネットワークビジネスとも呼ばれ、SNSで知り合った人や友人等から「他の人を誘えば紹介料がもらえる」などと勧誘されて会員となり、次は自分が友人等を勧誘して、連鎖的に販売組織を拡大していく手法です。自分が勧誘した会員数が増えるほど利益を多く得られる仕組みですが、実際に儲かるのはごく一部の人のみで、多くの会員は利益を得ることができません。被害にあわないためにも、マルチ商法に関する知識をしっかりと身につけておきましょう。
- 投資用DVDや健康食品、化粧品などを扱い、「簡単に儲かる」や「いい仕事がある」という甘い言葉を使って、言葉巧みに勧誘してくる場合があります。友人など身近な人からの勧誘であっても、必要なければ毅然と断りましょう。
- 契約後に初めて「人を紹介すると収入を得られる」と伝えられる、いわゆる「後出しマルチ」と呼ばれる手法も近年増加してきていますので、十分気をつけましょう。



- 友人関係を中心に勧誘していくため、友情が壊れてしまう場合があります。友人からマルチ商法の誘いがあっても、安易に乗らないことが大切です。
- マルチ商法では、商品購入等の契約に際して、消費者金融を利用するように誘導されることもあります。「簡単に儲かる」ということは絶対にありません。安易に借金をしないようにしましょう。

<さらに調べてみよう! (参考)>

- 特定商取引法ガイド ⇒
(連鎖販売取引)
(消費者庁)



- 友だちから誘われても断れますか? ⇒
若者に広がる「モノなしマルチ商法」
に注意!
(独立行政法人国民生活センター)



未成年者契約の取消

民法上、未成年者の場合、親権者の同意がない契約は取り消すことができます。ただし、自分が成人であるかのように偽ってした契約や小遣いの範囲内の契約などは取消が認められません。

